

参考資料

【資料1】について

- 文京区教育振興基本計画（以下「計画」という。）の抜粋です。
- 教育指針は、計画の視点等を引き継ぎながら、これからの時代に合わせ、新たな視点を加えて策定します。教育指針（素案）の視点1～3の参考をご覧ください。（教育指針は方向性を示すものですので、個別の施策の記載はいたしません。今後、計画に記載されているような施策を引き続き実施する予定です。）

【資料2】について

- 教育指針（素案）の視点4の基となる考え方です。

第3章 現状と課題、今後の方向性

1 計画の基本的な視点

現行の学習指導要領等では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指しています。本計画では、子どもたちの「生きる力」を育むため、次の3つの視点に基づき、文京区が今後5年間で取り組むべき教育施策を体系化しました。

視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。

また、これらの取組が発達段階に応じ見通しをもって展開できるよう、保育園及び幼稚園、小学校、中学校における連携を推進し、教育内容の円滑な接続を図ります。

さらに、これらを実施する上で、障害がある、または教育上特別の支援を必要とする子どもたちには、障害の状態及び発達の段階や特性など、個の状況に応じた支援及び指導を通して一人ひとりの能力を伸ばすとともに、周囲の子どもたち等の障害に対する理解を促進し、社会において共に生きていくための取組を進めます。

視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

これまで実施してきた学校支援地域本部やコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を進めていきます。

特に、学校教育と家庭教育は、双方が連動して進むことにより、子どもたちの教育の質は高められていくため、相互がバランスよく機能するよう努めていきます。

視点3 子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の見直しや学校施設の整備、子どもたちの様々な課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

また、小・中学校における学校教育では、学校運営に適した学校規模が必要であり、中長期的なビジョンをもって適正な規模と適正な配置を確保していきます。

3 施策の体系

本計画では、教育目標の実現に向け、3つの視点に基づき教育施策の方向性等を体系化しています。これらについては、「個別の施策」の取組状況を点検・評価し、改善・見直しにつなげていきます。

◎ 文京区教育委員会の教育目標

- 心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人
- 自ら学び考え、表現し行動する人
- 社会の一員として広い視野をもち、日本の将来を担う人
- 地域を愛し、共に生きる社会を築く人

(平成24年1月 教育委員会決定)

◎ 文京区教育振興基本計画の体系図

(【個別の施策(概要)】のうち、本計画策定後に新たに取組む施策については、文頭に※を表示)

視点1 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成 (20~43頁)

【今後の方向性】

- 知識や技能の習得にとどまらず、思考力・判断力・表現力などを身に付ける教育活動を進めます。
- 子どもたちが学ぶ楽しさを感じ、知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組むとともに、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます。
- すべての児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるよう、一人ひとりの個性、習熟や理解の程度を考慮したきめ細かい教育活動を進めます。
- 今後の高度情報化社会や科学技術の進展に貢献できるように、ICT教育や理数教育の充実を図ります。
- 将来の国際社会で活躍していけるよう、英語教育や国際理解教育の充実を図ります。

確かな学力の定着 (21~25頁)

- 自他の違いを認め、自分も他者も大切にできる心の教育、いのちの教育を進めます。
- 様々な教育活動を通じ、年齢の違う人、障害のある人、高齢者、外国人など、異なる文化や意識、価値観等をもった人々との交流を進め、共に生きるための豊かな心と行動力を育みます。
- 家庭や地域社会との連携を図りながら、社会の一員としての規範意識、倫理観やすべての人への思いやりの心、生命を尊重し自然を慈しむ心をもつ子どもを育てる取組を進めます。
- 地域への理解と愛着をさらに深め、地域活動への積極的な参加を促すなど、子どもたちが将来、地域の一員としての役割と責任を自覚し、行動できるようにするための取組を進めます。
- 我が国や郷土の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します。

豊かな人間性の育成 (26~31頁)

【個別の施策(概要)】

学力や学習状況に関する調査等を活用した指導方法の工夫・改善	24
非常勤講師や区内大学・NPO等の人材を活用した授業改善	24
児童・生徒の個性、習熟や理解の程度を考慮した少人数指導等	24
情報通信機器等を活用した情報の収集・活用能力等の育成	24
指導員による科学教室・出前授業等を活用した体験型の学習	24
区立中学校1・2年生の理科授業における少人数指導等の実施	25
区内大学との協働による科学教室の実施	25
英語検定等の積極的な活用や外国人英語指導員(ALT)による実践的指導	25
外国人英語指導員(ALT)を活用した外国の言語・文化理解	25
※小学校における英語活動カリキュラムの検討	25
大学生等のボランティア派遣による学級担任・教科担任の指導補助	25
区立図書館から学校図書館への司書派遣による調べ学習・レファレンスの支援や読書環境の整備等	25
「道徳授業地区公開講座」の実施等による道徳教育の推進	29
自然体験・飼育栽培活動、社会体験を通じた「心の教育」の充実	29
「いのちと心のアサーションプログラム」の実施等	29
「いのちと人権を考える月間」(5月及び12月)における取組状況の総点検	29
宿泊を伴う校外学習の実施	30
吹奏楽コンクール等の都行事への参加や連合演奏会の実施	30
※副読本の作成等による、ふるさと文京を愛する心・感動する心の醸成	30
外部指導員を活用したクラブ・部活動の充実	30
日本の伝統・文化を理解するための教育の実施	30
家庭や警察等関係機関との連携による情報モラル教育の推進	30
「文京区地域学習人材バンク」等を活用した伝統・文化を学ぶ機会の充実	30
学校防災宿泊体験の実施	30
外国人英語指導員(ALT)を活用した外国の言語・文化理解(再掲)	30
社会奉仕の精神を育むためのボランティア活動等の実施	31
小学校における地域学習、中学校における職場体験活動等の実施	31

【今後の方向性】

【個別の施策（概要）】

頁

健康・体力の増進
(32～36頁)

- 子どもたちの基礎的な体力・運動能力を向上させるとともに、健康づくり・体力づくりの基本的習慣を身に付ける取組を推進します。
- 体に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、食育を推進し、体力向上、健康維持への意識の啓発に努めます。
- 子どもたちの基本的生活習慣を確立し、健康でたくましい心と体を養うため、家庭への意識啓発活動を行い、学校・園と家庭が連携した取組を進めます。
- 放課後や休日等の時間帯を活用し、家庭や地域との連携による体力向上を図るための取組を進めます。
- 子どもたちの身の回りに潜む危険や、交通事故・自然災害などから自らの身を守る力を育てます。

- ※「体力向上アドバイザー」による「体力向上プラン」に基づく健康・体力づくりの取組 35
- 放課後、休日等における幼児・児童・生徒の体力づくりの取組 35
- 連合体育行事や運動部活動の充実、中学生「東京駅伝」大会への参加等を通じた心と体の健康づくり 35
- 地域スポーツ団体等の活動への参加による体力・運動能力の向上 35
- アレルギー疾患に関する取組や健康教室・健康相談等の実施 35
- 学校・園と家庭との連携による生活習慣改善の取組 35
- 「文京区立小・中学校食育推進計画」に基づく食育の推進 36
- 心身の成熟に伴う変化に対する適切な理解・行動を促す教育 36
- 学校防災宿泊体験の実施（再掲） 36
- 「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」等の安全指導の実施 36

保・幼・小・中の連携・接続
(37～40頁)

- 円滑な接続の実現に向け、幼児・児童・生徒、教職員、保護者等の相互交流の機会の充実を図ります。
- 地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわりをもつ取組を進めます。
- 子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性と連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の改善・充実を図ります。
- 教員・保育士間の相互理解を深め、連携教育に携わるすべての人が目的意識を共有し、共通の方法で指導にあたることのできるよう、研修・連携体制を整備します。

- 9つの連携推進ブロックの編成による保・幼・小・中の異校種間の情報交換や交流・連携に関する協議の実施 39
- 連携推進ブロック内の幼児・児童・生徒同士の行事交流及び学習交流等の推進 39
- 教員・保育士の合同研修会等の実施による相互理解の促進 39
- 異校種の保護者同士の交流などによる保護者支援と不安解消への取組 39
- 各種連携カリキュラムを活用した、接続期の教育課程・指導方法の改善・充実 39
- 地域団体の行事等を活用した幼児・児童・生徒と地域の方々との交流 40
- 学校支援組織や教育広報紙・ホームページ等を活用した連携・交流活動のPR 40

特別支援教育
(41～43頁)

- 通常の学級に在籍する発達障害等の幼児・児童・生徒を含め、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、児童・生徒の理解を十分に踏まえ、個別の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。
- 共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築も見据え、学習指導要領等や改正障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる環境を整えていきます。
- 障害のない子どもたちが、障害を正しく理解・認識し、人間の多様性を理解した上で共に成長し、共に社会生活を送っていきけるよう、交流や体験的活動等を通じた障害理解教育を進めます。
- 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の指導に携わる教員の専門性向上等のための支援の充実を図ります。
- 区との連携を図りながら、共生社会や特別支援教育に対する区民の理解促進に努めます。

- 個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実 42
- 個別の教育支援計画に基づく長期的な視点に立った一貫した支援 42
- 心理職や専門療法士などで構成する「専門家チーム」等の学校への派遣による、専門的見地からの教員への指導・助言 42
- モデル事業検証結果等を踏まえた、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対するより効果的な指導支援 43
- 大学生等のボランティアやNPO法人との協働による発達障害等の児童・生徒への支援 43
- 交流及び共同学習の推進等、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を見据えた取組 43
- 「文京区特別支援教育相談委員会」（旧「文京区就学（園）相談委員会」）による、学校・園における教育的配慮・有効な指導方法等の適切な支援の検討・連携 43
- 「文京区特別支援教育相談委員会」（旧「文京区就学（園）相談委員会」）による、適切な教育環境で学習できるための支援 43
- 関係機関相互の情報共有等を通じた支援体制の構築及び乳幼児期からの切れ目のない支援 43
- 幼児・児童・生徒の障害や人間の多様性についての理解促進及び保護者等の区民への障害理解についての啓発活動の推進 43

【今後の方向性】

【個別の施策（概要）】

頁

家庭・地域と連携した学校・園づくり (45～48頁)

- 学校と地域をつなぐ制度・組織を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進していきます。
- 区内大学・NPO等の社会的資源を活用した協働による学校支援の取組を進めます。
- 保護者や地域住民に対する学校教育活動に関する情報の積極的な発信を進め、学校支援組織についての周知及び連携意識の啓発を行い、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し行動できるための取組を進めます。
- 地域人材の発掘、育成や青少年の健全育成に関連する組織等との連携強化などを通じ、支援を必要とする学校と地域をつなぐための取組を進めます。

- ※「地域・大学連携協働デスク」の設置による区内大学等と学校・園との緊密な連携の構築 47
- 「学校図書館ボランティア」による学校図書館の環境整備や読み聞かせ等の活動を通じた読書環境の整備等 47
- 学校支援地域本部や大学生・地域住民等のボランティアによる学習指導・部活動支援 47
- 「スクールガード」による学校周辺巡回や地域の大人たちの力を借りた子どもたちの見守りの強化 47
- ホームページ、教育広報紙等を活用した学校支援活動に関する情報提供の充実及び協力者確保のための取組 47
- ソーシャルメディアを活用した学校情報や行事等のお知らせ、災害発生時の緊急情報等の積極的な発信 48
- 地域人材の発掘や青少年委員、町会、青少年対策地区委員会等との連携強化などによる学校支援地域本部事業の充実 48
- 運営方法等の柔軟な見直しなど、学校支援組織をより有効に機能させるための取組 48
- 「学校運営協議会」モデル事業の検証を通じた、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりの更なる推進 48

家庭教育への支援 (49～51頁)

- 子どもの発達段階に応じたかかわり方や、多様化する家庭が抱える様々な課題への対応方法など、親と子の育ちを支えるための学習機会の充実を図ります。
- 子育て世帯が社会で孤立しないよう、多様な主体や幅広い世代の人々がかかわり合う機会を設け、子育て家庭のネットワークを広げるための支援を強化します。
- 区立幼稚園等において、様々な子育て支援のための取組を実施し、地域における幼児教育の中心的役割を担うとともに、「親と子の育ちの場」としての役割を果たしていきます。

- 子育ての方法等に関する保護者向けの講座や情報提供等の実施 50
- 異校種の保護者同士の交流などによる保護者支援と不安解消への取組(再掲) 50
- 公共施設等を活用した保護者や地域住民等の交流の場、地域の大人と子どもたちの交流の機会の提供 50
- 子育てや家庭教育に関する冊子の配付等による効果的な情報提供・啓発の推進 50
- 地域・家庭における教育力向上のための講演会や講習会等の実施 50
- 区立幼稚園による乳幼児が安全・安心に遊べる場や機会、保護者同士の情報交換の場や機会の提供、子育て相談の実施 50
- 「預かり保育」の実施による保護者の就労支援・保育体制の充実 51
- 生活習慣づくりの重要性についての企業への啓発、ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた啓発や具体的な取組等の情報提供 51

視点3 子どもの学びを保障する教育環境 (52～64頁)

【今後の方向性】

【個別の施策 (概要)】

頁

教員の資質向上、教育に専念できる工夫 (53～54頁)

- 教員の経験や能力、職層に応じた研修等の充実を図るなど、計画的・系統的な教員の育成に取り組みます。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ICT等を活用した校務の効率化を図るとともに、業務のスリム化、アウトソーシングなどにより改善・見直しを図ります。
- 地域内外の多様な人材を積極的に活用し、教員の人材育成や校務のサポートを行い、教員の負担軽減を図ります。
- 教員のメンタルヘルス等の対策を充実させるなど、多忙な教員を支援する体制づくりを進めます。

- 職層や教育課題等に応じた様々な種類の研修プログラムの設定による教員の計画的・系統的な育成 54
- 教科指導や教育課題等からテーマを設定した研究への取組及び研究成果の他校の教員・保護者・区民等への公開 54
- 授業研究・学校訪問等における指導主事による専門的な指導・助言の強化 54
- 区内大学等と連携した外部の専門家等による講演会・研修会の実施 54
- ICTを活用した校務支援システムによる業務の効率化・平準化 54
- 地域人材や外部指導員人材バンク等を活用した部活動指導の支援による教員の負担軽減 54
- 教員のメンタルヘルス等の相談体制の整備 54

安全・安心な学校生活のための危機管理体制 (55～57頁)

- 交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備します。
- 緊急時に迅速な対応が図れるよう、警察、近隣自治体等の関係機関及び保護者、地域住民等と連携した学校・園の安全体制づくりに努めます。
- 子どもたちが自らの身を守り、また、周りの人々を助けることができるよう、発達段階に応じた体系的な安全教育を行います。

- 各学校・園における危機管理マニュアルや学校防災計画等の改善及び安全点検の実施 56
- 児童の身の安全確保と防犯意識啓発のための区内在住の新小学校1年生に対する防犯ブザーの支給 56
- 地域全体での子どもの見守りによる事故・犯罪の未然防止と安全な環境づくり 56
- 様々な情報伝達媒体を活用した安全にかかわる緊急情報等の迅速かつ正確な伝達 56
- 学校、道路管理者、警察等の連携による子どもたちの通学上の安全確保 56
- 警備員の配置や機械警備による安全管理の強化と不測の事態に備えた教職員の研修や訓練の充実 56
- 発達段階に応じた実践的・体験的な避難訓練、安全指導等の実施 57
- 放射線について正しく理解し、自分の身を守るための指導 57
- 学校防災宿泊体験の実施 (再掲) 57
- 家庭や警察等関係機関との連携による情報モラル教育の推進 (再掲) 57
- 「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」等の安全指導の実施 (再掲) 57

子どもたちの課題に対する専門的アプローチ (58～59頁)

- 教育センターを拠点とする教育相談コーディネーターを中心とした相談の体制を整備し、いじめ等の問題行動や不登校、集団不適應等の予防・早期発見・解消のための取組を充実します。
- 教育分野の知識に加え、心理・社会福祉等の専門的な知識・技術を有する人材を活用した相談・支援体制を充実させます。
- 区の幼児・児童・生徒に対する福祉部門との連携を強化し、相談・支援機能の更なる充実を図ります。

- 教育センターにおける教育相談とスクールカウンセラーの配置等による子どもや保護者・教員に対するカウンセリングや助言等の支援 59
- ※教育相談と子どもの発達相談の一元化による乳幼児期から学齢期の切れ目のない相談体制の整備 59
- 児童・生徒の生活指導上の課題解決に向けた学校等への助言及び学校・家庭・関係機関のネットワーク構築 59
- 「不登校対応チーム」による各学校への聞き取り、コンサルテーション等による支援・助言 59
- 「いじめ防止対策推進法」等に基づくいじめや暴力行為等の未然防止や早期発見・解決に向けた取組の強化・充実 59

学校運営に適した学校規模
(60～61頁)

- 小学校においては、当面現在の学校数（20校）を維持した上で、1学年複数学級の安定的な確保を目指し、各校の学校規模の平準化を図ります。
- 中学校においては、当面現在の学校数（10校）を維持した上で、生徒数300人を安定的に確保できる学校規模を目指します。
- 教育活動の充実や、学校情報の積極的な発信に努め、子どもや保護者だけでなく、地域住民からも愛され、期待される、魅力ある学校・園づくりを推進します。
- 学級定数に関する国や都の動向や近年顕著な増加傾向にある年少人口の動向を見据えた施設面の対応を図るとともに、将来予測において人口動態に変化が生じた場合には、適正な学校数について検証し、統合も含めた検討を行います。

学校規模の平準化のための小学校入学時における学級数及び児童数の上限設定（受入れ制限校の指定）の継続

61

区立中学校の良さを理解し、進学先として選択するための区立中学校の情報の積極的な提供及び合同説明会・個別相談会等の開催

61

魅力ある、信頼される学校・園づくりのための学校の実態に即した教育活動の充実

61

将来需要の継続的な検討による必要教室の確保

61

学校施設等の整備
(62～64頁)

- 老朽化した学校施設の改築・改修については、施設の状態による緊急度を考慮し、適切に順次実施していきます。
- 学校施設の整備にあたっては、安全で快適な環境を確保するとともに、バリアフリー化を推進します。また、自然エネルギーの活用など地球環境にも配慮していきます。
- ICT機器を活用した質の高い教育環境を提供できるよう、学習指導要領等に対応した設備や学習機器の整備を推進します。
- 地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、区の施設との複合化など、地域の特性に応じた特色ある学校施設の整備を進めます。

老朽化した学校施設の改築・大規模改修に向けた具体的な検討

63

特別教室等への空調機の設置

63

老朽化した校舎の外壁・サッシ等及び内装等の改修

63

「学校給食衛生管理基準」に基づく給食室のドライ化等の改修

63

狭隘な運動場・校地の拡張に向けた取組

63

校庭の舗装の適正な維持・保全及び人工芝化の取組

63

電子黒板の配備やタブレット型情報端末の導入等

64

トイレの洋式化やつり天井等の非構造部材の撤去・補修等による防災拠点としての学校の機能強化

64

社会の変化と文京区の子どもの現状

新学習指導要領

- ・知識の活用を重視
- ・主体的・対話的で深い学び

Society 5.0（超スマート社会）

- ・読解力、社会的スキル、情報活用能力の育成が重要

新しい学力観への転換

- ・SDGsの達成に向けた教育（ESD等）
- ・OECDの「キー・コンピテンシー」やユネスコの新しい学習の柱「自分自身と社会を変革することを学ぶ」

今後必要とされるもの

- 他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力
- 答えが一つではない課題に対して向き合うような学び

文京区の子ども

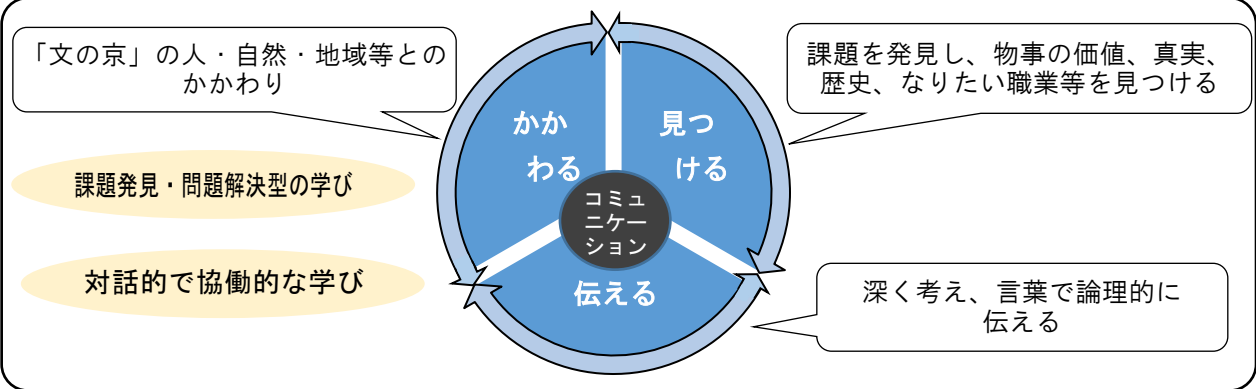
- ・学力が高く、学ぶ力がある。
- ・他者との関係づくりが上手い場合がある。

社会の大きな変化に向けて長所を伸ばし、課題を解決する必要性

新たな学びの視点

新しい未来の創り手の育成 ～ かかわる 見つける 伝える ～
【「言葉」と「かかわり」を重視した教育活動の推進】

「持続可能な社会を見据えて、新たな未来を創る子どもたちを育成する」という方向性のもと、「文の京」の特色を生かした人・自然・地域等との様々なかかわりの中で、子どもたちが感じ、考え、見つけたものを言葉で論理的に表現する「課題発見・問題解決型の学び」「対話的で協働的な学び」を行うことが重要である。これにより、他者と協働していく力、自律的に判断する力、自己実現を図る力等を育てていく。



「言葉」はすべての教科の基本。学力の核となる。

「縦のつながり」と「横の広がり」を大事にする。
（縦）幼児教育から小・中学校へのつながり
（横）教科横断的な学び、様々な人とのネットワーク